

利用者負担の更なる軽減

【通所施設・在宅サービス利用者】

通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置の拡充について

○ **通所施設・在宅サービス利用者**に対する負担軽減措置について、在宅の方の場合、稼働能力のある家族と同居していることが多く、軽減の適用が少くないといった課題や、授産施設など工賃収入のある通所者について、「工賃より利用料が大きい」との指摘があることを踏まえ、次の措置を講じる。(平成19年度実施)

① 1割負担の上限額の引下げ(現行2分の1→4分の1)

② **軽減対象世帯の拡大**

- ・ 収入ベースで概ね600万円(市町村民税の所得割10万円(注))まで拡大
- ・ 資産ベースで単身の場合500万円まで、家族が同居している場合1,000万円まで拡大

※ 社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正により、NPO法人の利用者などすべての利用者が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようにする。これにより、軽減を行った事業者の持ち出しも解消する。

	現行	平成19年度	平成20年度(経過措置終了)
軽減内容	上限額の1/2	上限額の1/4 ※通所施設の場合、「低所得2」は「低所得1」と同額(3,750円)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 年間収入150万円以下 ・ 資産350万円※以下 ※ 一の世帯員の増ごとに100万円増	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 一般(所得割10万円(注)未達) ・ 収入要件の撤廃 ・ 資産500万円(単身)、1,000万円(家族同居)以下 	※1 収入ベースで概ね600万円まで ※2 食費についても負担軽減
実施主体	市町村(補助事業)	市町村(給付費)	
事業者	社会福祉法人	NPO法人などすべての事業者を対象	

(注) 入所施設利用者の負担軽減措置の適用状況(利用者全体の68%)とのバランスを考慮し、設定。
 税制改正(三位一体改革による税源移譲等)の影響により、平成19年7月以後は、所得割の額は20万円となる。

通所施設・在宅サービス利用者の利用者負担の軽減について

知的障害者授産施設通所者のケース

～H18. 3月 支援費制度

一般(課税世帯)
0円～26,500円

低所得2
0円

低所得1
0円

H18. 4月～

障害者自立支援法

29,200円

12,560円
(29,200円)

12,560円
(29,200円)

平均事業費 約14.9万円

定率1割負担 (軽減前の額)

14,900円

7,500円
(14,900円)

7,500円
(14,900円)

食費負担 (軽減前の額)

14,300円

5,060円
(14,300円)

5,060円
(14,300円)

見直し後

支援費制度

一般(所得割10万円以上世帯)
0円～26,500円

一般(所得割10万円未満世帯)
0円～26,500円

低所得2
0円

低所得1
0円

障害者自立支援法

29,200円

14,360円
(29,200円)

8,810円
(29,200円)

8,810円
(29,200円)

定率1割負担 (軽減前の額)

14,900円

9,300円
【37,200円の4分の1】
(14,900円)

3,750円
【低所得1と同額】
(14,900円)

3,750円
【15,000円の4分の1】
(14,900円)

食費負担 (軽減前の額)

14,300円

5,060円
(14,300円)

5,060円
(14,300円)

5,060円
(14,300円)

軽減措置の対象を中間所得者層まで拡大し、月額上限を原則4分の1に軽減

ホームヘルプ利用者のケース

支援費制度

一般(所得割10万円以上世帯)
6,000円～ 全額

一般(所得割10万円未満世帯)
1,000円～ 6,000円

低所得2
障害基礎年金1級(8.3万円/月)
0円

低所得1
障害基礎年金2級(6.6万円/月)
0円



障害者自立支援法

定率1割負担
4,000円

4,000円

4,000円

4,000円

見直し後



定率1割負担
(軽減前の額)
4,000円

4,000円

4,000円

3,750円
【15,000円の4分の1】
(4,000円)

支援費制度

一般(所得割10万円以上世帯)
7,200円～ 全額

一般(所得割10万円未満世帯)
1,100円～ 7,200円

低所得2
障害基礎年金1級(8.3万円/月)
0円

低所得1
障害基礎年金2級(6.6万円/月)
0円



障害者自立支援法

定率1割負担
(軽減前の額)
22,000円

22,000円

12,300円
(22,000円)

7,500円
(22,000円)

見直し後



定率1割負担
(軽減前の額)
22,000円

9,300円
【37,200円の4分の1】
(22,000円)

6,150円
【24,600円の4分の1】
(22,000円)

3,750円
【15,000円の4分の1】
(22,000円)

軽減措置の対象を中間所得者層まで
拡大し、月額上限を4分の1に軽減

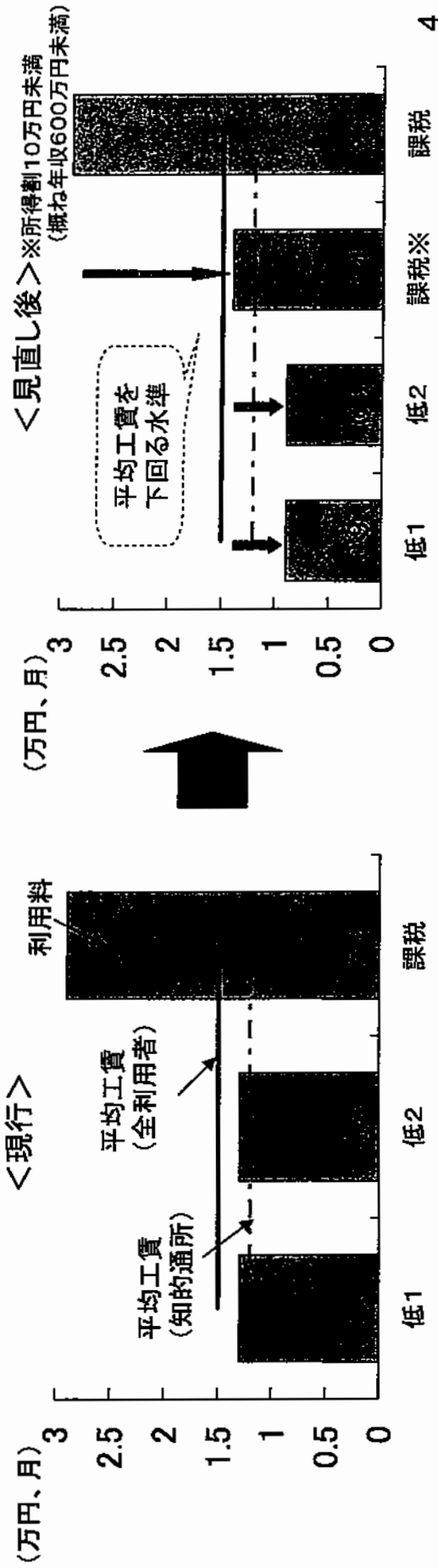
工賃と利用料の関係について

考え方

- 授産施設などにおいて、「障害者の利用料が工賃を上回るのは問題」との指摘。
- これについては、利用者は、働いているだけでなく、福祉サービスを受けていることから、食費を含め一定の利用料をご負担いただく必要があるもの。このため、両者は単純に比較できるものではなく、こうした指摘に対しては、まずは工賃の引上げにより対応すべき。
- しかしながら、現実問題として、工賃引上げの効果はすぐには現れないことから、上記のような問題にも対応しつつ、激変緩和の観点から、更なる負担軽減を図る。

軽減措置の内容

通所施設利用者の1割負担について、一部の課税世帯を含め、上限額を4分の1
 → これにより、利用料(食費負担を含む)は、平均工賃(15,000円)以下の水準
 (特に低所得者については、平均工賃の低い知的通所授産施設(12,000円)以下の水準)



税制改正による「所得割10万円未満」の対象範囲の変化

- 一般の通所・在宅利用者に対する軽減措置(4分の1軽減)においては、入所施設利用者の負担軽減措置の適用状況とのバランスを考慮し、「所得割10万円未満」まで対象世帯を拡大することとしている。
- この「所得割10万円未満」の水準については、平成19年度における地方への税源移譲(所得税額が減少する一方、住民税額が増額するもの)等に伴い、同年7月以降の収入認定時から、「所得割20万円未満」に変更することが必要となる。

(参考) 収入額に応じた住民税所得割額の税制改正の影響(粗い試算)

収入額	所得割額(平成18年度)	所得割額(平成19年度)
350万円	約2万円	約4万円
450万円	約5万円	約11万円
600万円	約10万円	約20万円

- この場合、平成19年4月から6月までに「所得割10万円未満」の所得の認定を受けた者については、7月に新たな課税情報により再度の認定を受けることが必要となるが、利用者の利便性や自治体の事務負担に配慮し、改めての認定は要さず、最長、平成20年6月までは当初認定時の申請資料(平成18年度の課税状況資料)を用いて認定して差し支えないこととする。

(注) 上記の取扱いは、障害児施設(入所・通所)についても同様である。

軽減措置の資産要件の緩和について

○ 現行

【単身の場合】

350万円以下 ※ 個別減免(施設入所者)の資産要件と同額

【家族が同居している場合】

350万円に、世帯員が一人増えるごとに100万円を追加して得た額以下

○ 見直し後

【単身の場合】

500万円以下 ※ 個別減免(施設入所者)の資産要件も同様に緩和

【家族が同居している場合】

1,000万円以下

(参考)家計の金融資産の保有状況

- ・ 平均保有額:1,073万円
- ・ 単身世帯の平均保有額:470万円

(「家計の金融資産に関する世論調査」(平成18年金融広報中央委員会))

訪問系サービスと日中活動サービスを併用する場合の上限額について

○「低所得2」に該当する者については、一般の「4分の1軽減」により、

① 訪問系サービスのみを利用する場合は、6,150円

② 日中活動サービスのみを利用する場合は、3,750円

が上限額となるが、両サービスを併用する場合の上限額は、これまで上限額の高い方を上限額とする取り扱いとしてきたことを踏まえ、6,150円とする。

○ ただし、日中活動サービスと「短期入所」(注)を併用する場合には、短期入所の単発利用や念のための支給決定によって、日中活動サービスの実質的な負担が増えることのないよう、3750円を上限とする。

(注) これまで短期入所については、軽減メリットを受けるケースが少ないと考えられること等から、「社会福祉法人軽減」の対象外としてきたところであるが、一般の「4分の1軽減」は、上限額そのものを引き下げられるものであることから、軽減対象者が短期入所を利用すれば自ずと軽減対象となることを踏まえ、短期入所についても軽減対象とすることとしている。

<訪問系サービスと日中活動サービスを併用する場合の上限額>

サービス	4分の1軽減後の上限額	
	単独利用の場合	訪問・日中併用の場合
児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、通所による指定旧法施設支援、通所による指定障害児施設支援	3,750円	6,150円 ※ 短期入所の場合は3,750円
	6,150円	
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、20歳未満の施設入所者に係る障害児施設支援等		

障害保健福祉関係主管課長会議	
H18. 12. 26	資料2-2

利用者負担の更なる軽減

【障害児のいる世帯】

障害児のいる世帯の利用者負担の見直しについて

○ 障害児のいる世帯の負担軽減措置について、保護者など家庭の負担が大きかった事情に配慮し、次の措置を講じる。(平成19年度実施)

- ① 1割負担の上限額の引下げ(現行2分の1→4分の1)(通所施設・在宅サービス利用児童)
- ② 軽減対象世帯の拡大(通所施設・在宅サービス利用児童に加え、入所施設利用児童も対象)
 - ・ 収入ベースで概ね600万円(市町村民税の所得割10万円(注))まで拡大
 - ・ 資産ベースで1,000万円まで拡大

※ 社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正により、NPO法人の利用者などすべての利用者が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようになる。これにより、軽減を行った事業者の持ち出しも解消する。

	現行	平成19年度	平成20年度(経過措置終了)
軽減内容	上限額の1/2	上限額の1/4(通所施設・在宅サービス)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得1 ・ 低所得2 ※ 食費等の実費負担は、一般(所得割2万円未満)まで軽減(通所施設・在宅サービスは学齢期前まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 一般(所得割10万円(注)未満) ※ 収入ベースで概ね600万円まで食費等の負担軽減についても同様に拡大(通所施設・在宅サービスは学齢期以後も対象) ※ 収入要件の撤廃 ・ 資産1,000万円以下	
実施主体	市町村(補助事業)	市町村(給付費)	
事業者	社会福祉法人	NPO法人などすべての事業者を対象	

(注) 税制改正(三位一体改革による税源移譲等)の影響により、平成19年7月以後は、所得割の額は20万円となる。

障害児のいる世帯の利用者負担の軽減について

1. 通所（障害児施設（福祉型））のケース

～H18. 9月 措置費制度

- 一般（所得割2万円以上世帯）
4,500円～全額
- 一般（所得割2万円未満世帯）
2,200円／3,300円
- 低所得2
1,100円
- 低所得1
1,100円

H18. 10月～

児童福祉法（契約制度）

- 28,700円
- 20,384円
(28,700円)
- 9,040円
(28,700円)
- 9,040円
(28,700円)

定率1割負担 (軽減前の額)

- 14,400円
- 15,324円※
- 7,500円
(14,400円)
- 7,500円
(14,400円)

食費負担 (軽減前の額)

- 14,300円
- 5,060円
(14,300円)
- 1,540円
(14,300円)
- 1,540円
(14,300円)

平均事業費 約14.4万円

見直し後

措置費制度

- 一般（所得割10万円以上世帯）
14,500円～全額
- 一般（所得割10万円未満世帯）
2,200円～14,500円
- 低所得2
1,100円
- 低所得1
1,100円

児童福祉法（契約制度）

- 28,700円
- 14,360円
(28,700円)
- 5,290円
(28,700円)
- 5,290円
(28,700円)

定率1割負担 (軽減前の額)

- 14,400円
- 9,300円
【37,200円の4分の1】
(14,400円)
- 3,750円
【低所得1と同額】
(14,400円)
- 3,750円
【15,000円の4分の1】
(14,400円)

食費負担 (軽減前の額)

- 14,300円
- 5,060円
(14,300円)
- 1,540円
(14,300円)
- 1,540円
(14,300円)

※食費軽減分の9,240円の1割が利用者負担に上乘せになる

軽減措置の対象を中間所得者層まで拡大し、月額上限を原則4分の1に軽減

※ 学齢期以後も対象

2. 入所(障害児施設(福祉型))のケース

※18歳未満

～H18.9月 措置費制度

- 一般(所得割2万円以上世帯)
9,000円～全額
- 一般(所得割2万円未満世帯)
4,500円/6,600円
- 低所得2
2,200円
- 低所得1
2,200円

H18.10月～

児童福祉法(契約制度)

- 45,000円
(76,600円)
- 19,600円
(76,600円)
- 13,300円
(76,600円)
- 8,500円
(73,000円)

定率1割負担 (軽減前の額)

- 18,600円
- 18,600円
- 12,300円
(18,600円)
- 7,500円
(15,000円)

食費等負担 (軽減前の額)

- 26,400円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)

平均事業費 約18.6万円

見直し後

措置費制度

- 一般(所得割10万円以上世帯)
18,700円～全額
- 一般(所得割10万円未満世帯)
9000円～18,700円
- 一般(所得割2万円未満世帯)
4500円/6,600円
- 低所得2
2,200円
- 低所得1
2,200円

児童福祉法(契約制度)

- 45,000円
(76,000円)
- 19,600円
(76,600円)
- 19,600円
(76,600円)
- 13,300円
(76,600円)
- 8,500円
(73,000円)

定率1割負担 (軽減前の額)

- 18,600円
- 18,600円
【37,200円の2分の1】
- 18,600円
【37,200円の2分の1】
- 12,300円
(18,600円)
- 7,500円
(15,000円)

食費等負担 (軽減前の額)

- 26,400円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)

軽減措置の対象を中間所得者層まで拡大
(月額上限を2分の1+食費等の負担軽減)

利用者負担の更なる軽減

【入所施設・グループホーム・ケアホーム利用者】

入所施設における工賃控除の見直しについて

○ 現在、入所施設については、工賃が年間28.8万円まで手元に残るよう工賃控除を行っているが、現行の仕組みは、定率負担について控除を認めているものであり、食費・光熱水費については、工賃の半額を負担(最大で月1.7万円まで)することとしている。

※ 工賃が月2.4万円(年間28.8万円)の障害基礎年金2級受給者の場合、食費・光熱水費が月1.2万円かかり、工賃として、手元に残るのは月1.2万円となる(このほか、年金分として月2.5万円が手元に残る)。

○ 今般、施設入所者の工賃引上げに対するインセンティブを更に高めるため、工賃が年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、定率負担と食費・光熱水費の負担がまったくかからないよう、工賃控除を徹底する。(平成19年度実施)

※ 改正後の個別減免又は補足給付の算定に際しては、本年10月の支給決定の際に使用した課税状況、収入、資産等の挙証資料等を用いることとして差し支えない。

工賃控除による負担額及び手元金の変化(現行)

(障害基礎年金2級受給者のケース)

- 現行の工賃控除は、定率負担について認めているものであり、食費・光熱水費については、工賃の半額を負担(最大で月1.7万円まで)する仕組みとなっている。
- このため、工賃が月2.4万円(年間28.8万円)の場合、食費・光熱水費が月1.2万円かかることから、工賃がそのまま手元に残らない。

	年間28.8万円		(月額)
工賃①	1万円	2.4万円	4万円超
定率負担分②	0円	0円	【負担発生】
食費等負担分③	0.5万円	1.2万円	1.7万円 (全額負担)
食費等負担後の手元金 (①-②-③)	0.5万円	1.2万円	2.4万円以上
	年間14.4万円	年間28.8万円	

※ 手元金については、上記の額に加えて、月2.5万円(年金部分)が手元に残る。

工賃控除による負担額及び手元金の変化(見直し後)

(障害基礎年金2級受給者のケース)

- 食費・光熱水費について、年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までの工賃控除を認める。
- これにより、工賃が月2.4万円(年間28.8万円)の場合、食費・光熱水費の負担はなく、工賃が全額手元に残る。

(月額)

工賃①	1万円	2.4万円	2.4万円超	4万円
定率負担分②	0円	0円	【負担発生】	0.6万円
食費等負担分③	0円	0円	【負担発生】	0.6万円
食費等負担後の手元金 (①-②-③)	1万円	2.4万円	2.4万円以上	2.8万円

年間28.8万円

年間28.8万円

※ 手元金については、上記の額に加えて、月2.5万円(年金部分)が手元に残る。

入所施設における工賃控除の算定式

(障害基礎年金2級受給者のケース)

○ 現行

定率負担： $(\text{工賃} - \text{控除額※}) \times 50\%$

食費・光熱水費：月4.1万円＋工賃 $\times 50\%$ ← 控除なし

※ 現行の控除額(定率負担のみ)

工賃が月4万円以下の場合・・・全額 ※工賃が月3千円以下の場合には、3千円

工賃が月4万円を超える場合・・・4万円

○ 見直し後

定率負担： $(\text{工賃} - \text{控除額※}) \times 50\%$

食費・光熱水費：月4.1万円＋ $(\text{工賃} - \text{控除額※}) \times 50\%$

※ 見直し後の控除額(定率負担と食費・光熱水費)

工賃が月2.4万円以下の場合・・・全額 ※工賃が月3千円以下の場合には、3千円

工賃が月2.4万円を超える場合・・・ $2.4\text{万円} + (\text{工賃} - 2.4\text{万円}) \times 30\%$

グループホーム・ケアホームにおける工賃控除の創設について

- グループホーム・ケアホームについては、月3千円の定額控除に加え、控除後の額の15%（※入所施設の場合、控除後の額の50%）の負担としており、一定の配慮措置が講じられていることから、本年10月の工賃控除見直しの際には、特段の措置を講じなかったところ。
- しかしながら、今般、通所施設・在宅サービスにおいて、上限額の引下げなど更なる負担軽減を図るほか、入所施設においても、工賃控除の仕組みを見直すこととしていくことに鑑み、利用者間の公平性の観点から、グループホーム等についても軽減措置を拡充する。
- 具体的には、グループホーム等においては、入所施設と同様、「個別減免」により負担軽減を図る仕組みとしていることから、定率負担について、入所施設と同様に年間28.8万円までの工賃控除を導入する。（平成19年度実施）

<グループホーム等の工賃控除>

控除額		控除後の負担率
現行	3,000円 ※ 工賃額にかかわらず定額控除	控除後の額が ・ 4万円までは15% ・ 4万円を超える部分は50%
見直し後	○ 工賃が月2.4万円以下の場合 全額 ※ 工賃が月3,000円以下の場合は、3,000円 ○ 工賃が月2.4万円を超える場合 2.4万円+(工賃-2.4万円)×30%	

工賃控除後の負担率について

○ 現行の考え方

グループホーム・ケアホームの入居者の平均的な工賃収入で、グループホーム等の標準的な利用料(約6千円)を賄える水準

$$\begin{array}{rcl} \text{約4万円} & \times \text{15\%} & = \text{約6,000円} \\ \text{(グループホーム等の工賃)} & \text{(負担率)} & \text{(グループホーム等の利用料)} \end{array}$$

○ 見直し後の考え方

- ① 控除額で、グループホーム等の平均的な家賃負担額(約4万円)を、
- ② 控除後の工賃収入で、グループホーム等の標準的な利用料(約6千円)を賄える水準

※ この場合の工賃は、現在の平均工賃の倍の水準(約8万円)

- ① 控除額
2.4万円 + (8万円 - 2.4万円) × 30% = 4万円
- ② 控除後の工賃収入
8万円 - 4万円 = 4万円

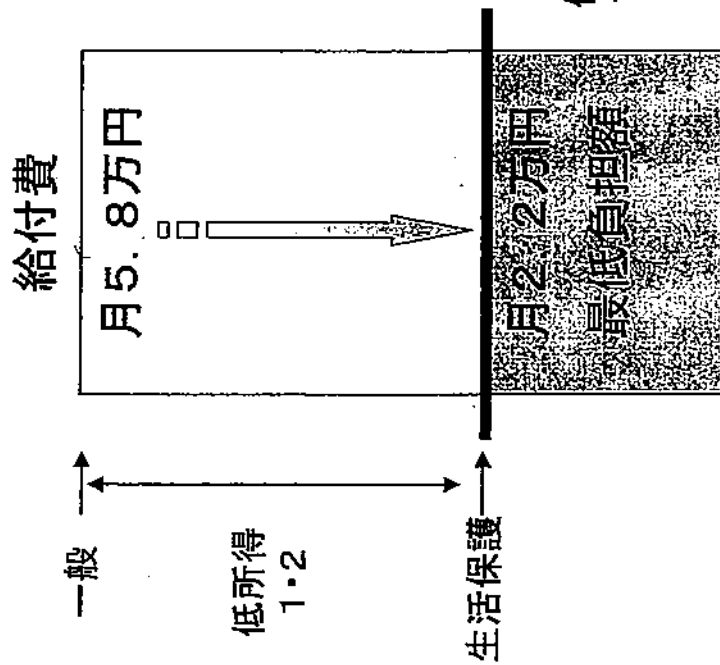
施設入所者の食費等負担に対する社会福祉法人軽減について

- 現在、施設入所者の食費等負担については、月3.6万円までの補足給付がなされている(食費等負担は、月5.8万円から2.2万円に軽減)が、食費等の負担をすることにより要保護状態となる場合には、社会福祉法人による軽減として、さらに負担を免除する措置が講じられている。
- 今般、同様に社会福祉法人軽減措置である定率負担の上限額引下げが、給付費(義務的経費)による措置に位置付けられることを踏まえ、食費等負担の減免についても給付費(義務的経費)による措置に改める。
- その際、現行の仕組みには、生活保護の場合の食費等負担(月2.2万円)より、要保護状態となる場合の負担(0円)が低くなるという問題があることから、これを解消するため、補足給付について月5.8万円まで支給することとする(これにより、生活保護の場合の食費等負担は0円)。

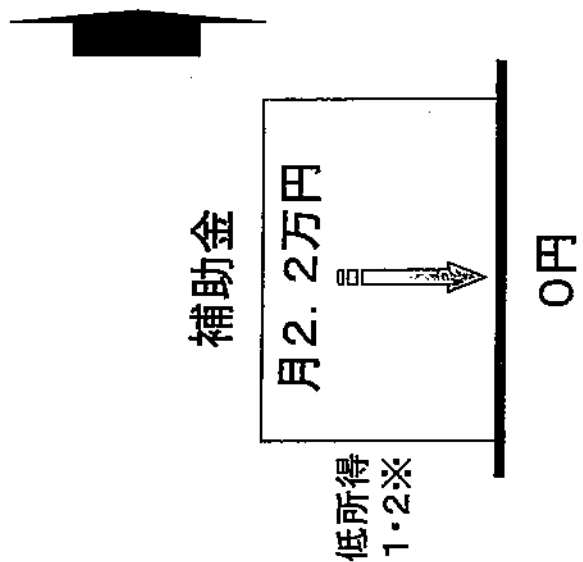
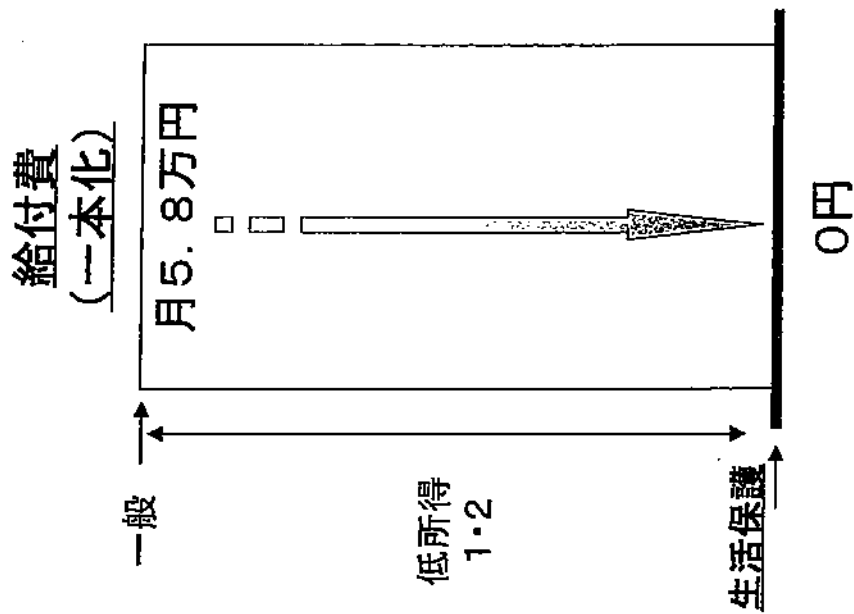
(注)定率負担について、負担上限額を0円にしてもなお要保護状態である場合であって、あくまでも本人に生活保護を受給する意思がないことが確認でき、自立支援法による減免のみを受けけることを希望した場合には、負担を免除して差し支えないこととしている(平成18年9月13日付け障害者自立支援法関係Q&A)ことを踏まえ、食費等の負担についても、これと同様の取扱いとして差し支えないこととする。

食費等負担の減免措置の見直しのイメージ

<現行の負担減免の仕組み>



<見直し後>



※ 2.2万円を負担することにより要保護状態となる場合

障害保健福祉関係主管課長会議	
H18.12.26	資料3

障害福祉計画について

平成18年12月26日

障害福祉計画推進のためのフォローアップと今後の自治体支援策

◎ポイント1：障害福祉計画のフォローアップについて

時期	主な事項	説明事項等
19. 1	▷「中間報告」提出	▶「中間報告(数値目標・サービス見込量)」を国へ提出
19. 3	▷計画策定完了	
19. 4月以降	▷「最終報告」提出依頼 ▷都道府県障害福祉計画の提出 ▷指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設利用者に係る受給者証記載事項の変更報告書様式案の提示	▶「中間報告」に準じた様式での最終報告の提出と法第89条第6項に基づく、国への都道府県障害福祉計画の提出(提出時期等は別途連絡) ▶障害福祉計画においては、地域生活移行や一般就労移行などについて、その状況を逐次把握する必要があることから、基準省令の契約支給量の報告等に基づき、受給者の異動等について、事業者から市町村へ報告を求めるとして、その報告書の様式案を別途提示する予定 (別紙:基準省令(抜粋)参照)

※上記は現時点での予定であり、今後、変更があり得る

別紙

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第171号) 抜粋

(契約支給量の報告等)

第10条 第3項

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

第4項

前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第172号) 抜粋

(契約支給量の報告等)

第8条 第3項

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

第4項

第1項から前項までの規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

◎ポイント2：計画推進のための自治体支援策について

※平成19年度においては、下記のとおり支援等を実施予定

1. 「障害福祉計画事例集(実践編)」の作成

▶障害福祉計画の実践に関し、全国の先進的な取組事例や「障害者自立支援調査研究プロジェクト」における研究成果等を収集・取りまとめた「事例集」を作成する

2. 「障害福祉計画推進セミナー」(仮称)の開催

▶先進的な取組事例や今後の計画推進等についてのセミナーを開催

3. 全国ブロック会議の開催(順次)

▶法の本格施行1年を契機として、全国のブロックごとに障害福祉計画の推進をテーマとする会議を開催

4. その他、各種会議・セミナーの開催

▶上記のほか、「相談支援」「就労支援」「退院促進事業」「地域生活移行」などテーマをばらばらとした会議・セミナー等の開催を企画・検討

※上記は現時点での予定であり、今後、変更があり得る

【障害福祉計画関係Q&A】

地方自治体から提出された主な質問事項等について、現段階の考え方を整理したものです。

質問の内容	現段階での考え方
<p>各都道府県並びに各市町村において障害福祉計画を作成する際に、国の示した「基本指針」に定められている事項を必ず定めなければならないか。</p>	<p>各市町村並びに各都道府県が障害福祉計画を作成するにあたっては、障害者自立支援法第88条第2項並びに第89条第2項において定められている事項は当然定めなければならないほか、同条第1項において国の定める基本指針に即して計画を作成するよう定められていることから、基本指針に定められている事項に即して定めるものとする。</p>
<p>市町村が基本指針に定められた事項を計画に盛り込んでいない場合に、障害者自立支援法第88条第7項並びに第90条第1項を根拠として、都道府県は市町村に対して意見等を行うことは可能か。</p>	<p>市町村が障害福祉計画を作成するにあたっては、障害者自立支援法第88条第2項において定めることとされている事項を定めるほか、国の定める基本指針に即して計画を作成するよう定められている。そのため、都道府県は市町村が法律に定められた事項を定めていない場合や基本指針に即していない計画を定めた場合、障害者自立支援法第88条第7項並びに第90条第1項を根拠として基本指針に即した計画を作成するよう意見や助言を行うことができる。</p>
<p>障害福祉計画に係る数値目標については、基本指針に定めるほか、各自治体が独自の数値目標を設定することは可能か。</p>	<p>各自治体の創意工夫により、独自の数値目標を設定することは可能である。</p>
<p>福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定に関して、「一般就労」の定義とはどのようなものか。</p>	<p>「一般就労」とは、雇用契約に基づいて企業等に就職すること及び在宅就労することをいう。</p>